

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読の上、見積書を提出してください。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法です。

令和8年9月8日

分任支出負担行為担当官

上川北部森林管理署長 佐藤 英典

1 見積合わせに付する事項

（１）物 件 名 令和8年度上川北部森林管理署物品調達（第1回）

第1号物件 生活雑貨類

第2号物件 事務用品及びOA機器類

第3号物件 現場用品類

第4号物件 車両用品類（役務含む）

（２）規格及び数量 別紙仕様書（購入数内訳書）のとおりに

ただし、別紙仕様書において「同等品事前確認」を「要」としている品名について規格・品質欄の同等品を納入する場合は同等品であることを証明する書類を令和8年9月17日（木曜日）午後5時00分までに別紙仕様書に示す調達部署の調達担当者あてに提出すること。

なお、同等品の承認については、上川北部森林管理署総務グループ経理担当から連絡する。

（３）納 入 場 所 上川北部森林管理署
（上川郡下川町緑町 21 番地 4）

（４）納 入 期 限 令和8年11月6日（金曜日）まで

2 見積に参加する者に必要な資格に関する事項

（１） 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当す

る。

- (2) 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『物品の販売』又は『物品の製造』、『役務の提供等』において A、B、C 又は D の等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。又は、上川北部森林管理署随意契約登録者名簿の登録者であること。
- (3) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 本公示に記載された資格を有していると認められる上記（2）の証明書類及び委任状がある場合は見積提出の際に併せて提出すること。

3 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

① 仕様書等を示す場所

北海道森林管理局→ホーム→公売・入札情報→一般競争入札（すべての公告）

② 問合せ先及び見積書の提出先

上川北部森林管理署 総務グループ経理担当

〒098-1202 上川郡下川町緑町 21 番地 4

電話 01655-4-2551

Mail : h_kamikawahokubu@maff.go.jp

4 見積書等の提出について

- (1) 見積書は令和 8 年 9 月 8 日（火曜日）から受け付け、令和 8 年 9 月 29 日（火曜日）を提出期限とします。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に掲げる行政機関の休日を除く午前 9 時から午後 5 時までに限ります。
- (2) 見積書の提出に当たっては、郵送・持参のほか、Mail による提出も認めますが、上記（1）の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。
- (3) 持参により提出の場合
見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「（物件番号・物件名）見積書在中」と必ず朱書きしてください。
- (4) 郵送により提出の場合
見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「（物件番号・物件名）見積書在中」と記した上で外封筒に入れて投函してください。また、外封筒の封皮にも「（物件番号・物件名）見積書在中」と記すこと。
なお、本公示に記載された資格等を満たしていると認められる上記 2-（4）の書類を外封筒に同封すること。
- (5) 電子メールにより提出の場合
電子メールによる提出用アドレス h_kamikawahokubu@maff.go.jp
電子メールで送付する場合は、押印をせずに PDF ファイルにパスワード

を付けて送付し、見積書提出期限日の 9 : 00～17 : 00 までに上記 3 ②へ電話でパスワードを知らせること。

※パスワードのかけ方

<https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/password-protect-pdf.html>

なお、本公示に記載された資格等を満たしていると認められる上記 2-(4) の書類を同時に提出する場合は PDF ファイルとして添付すること。

- (6) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は調達に要する一切の費用を含んだ合計金額を記載してください。

なお、見積書に記載された金額に、消費税法及び地方税法（以下「消費税等」という。）の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって採用価格とするので、見積者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税等の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を見積書に記載すること。

また、内訳書を添付する場合は、内訳書の各項目に金額を記入し、各項目の金額を合計した金額が見積書の金額と一致するように提出願います。

5 見積合わせについて

見積合わせは非公開で行い、その結果については、見積書の提出期限以後概ね 1～2 日（閉庁日除く）中に見積書提出者に通知します。

6 見積書の無効について

北海道森林管理局随意契約見積心得第 5 条のとおりです。見積心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

『北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞北海道森林管理局随意契約見積心得』

7 契約保証金

免除する。

8 契約の相手方の決定について

有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とします。

9 契約書等作成の要否

要。

10 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (2) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、見積り参加者へ再度見積を依頼し、随意契約の協議を行う事が出来るものとします。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。
- (5) 納入検査完了後の支払いに当たっては、適正な支払請求書が到達した日から 30 日以内に代金をお支払いいたします。

=== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>
をご覧ください。